

2025年
5月1日
第495号



JR東海労

http://jrtoukairou.sakura.ne.jp/



〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-6-5

TEL 03-3201-0350 FAX 3201-0351

Eメール jrtoukairou@yahoo.co.jp

J R 東海労働組合

発行人 淵上 利和
編集人 高山 浩

2025春闘 ベア配分交渉

会社、格差ベア強引に押し通す 二重のペテン回答に嚴重に抗議！ 対立を確認し、交渉集約

学校別初任給額

S 1	大学院	282,500円
J 3	大学	251,000円
J 2	短期大学	230,400円
J 2	高等専門学校	〃
J 2	専修学校	〃
J 1	高等学校	210,600円
J 1	中等教育学校	〃

ベア額（一般社員）

等級	加算額
J 1	6,200円
J 2	6,500円
J 3	6,900円
S 1	7,600円
S 2	8,000円
S 3	8,500円
C 1	9,200円
C 2	9,600円
L 1	11,200円
L 2	11,800円
L 3	12,500円

昇格時昇給額

J 1→J 2等級	10,200円
J 2→J 3等級	10,800円
J 3→S 1等級	20,400円
S 1→S 2等級	10,800円
S 2→S 3等級	11,400円
S 3→C 1等級	21,500円
C 1→C 2等級	11,400円
C 2→L 1等級	45,400円
L 1→L 2等級	14,800円
L 2→L 3等級	20,400円
L 3→L 4等級	会社が別に定める
L 4→L 5等級	〃

7月1日施行の人・賃制度見直し

C 2→C 3等級	12,000円
C 3→L 1等級	33,400円

ベア額（専任社員）

I	7,400円
II	8,100円
III	10,500円
IV	会社が別に定める。
V	6,500円

専任社員基本給

I	214,500円
II	226,500円
III	245,500円
IV	会社が決定する。
V	190,700円

2025年度新賃金

本部は4月8日、2025年度新賃金配分に關する申し入れ（＝申第16号）に基づく第2回団体交渉を開催しました。会社は、「努力した人が報われる賃上げ」を口実に、社員の基本給に等級及び区分に応じて額を加算すると回答しました。本部は、「組合が要求した一律の配分とはなっていない。物価高騰の中、このような格差ベアでは

物価に対して賃上げとなっていない。物価上昇は老いても若きも一律に影響を受けている。一律でも賃金カーブは維持できる。上位職と若手社員との間に、昨年以上に格差が更に広がった。下位職の社員も努力している。ペテン回答と併せて、二重に落胆した。格差ベアにより、職場での不満は拡大し、離職は更に増える。この回答は納得いか

ない。格差ベアの回答に嚴重に抗議する」と、会社回答に対して対立を明確にし、持ち帰り検討としました。本部は持ち回り執行委員会を開催し、他労組が先行妥結する中これ以上の進展はないと判断し、同月15日、非常に不満であることを会社に表明し、交渉を集約しました。



J R 東海労連第2回定期大会より

格安航空会社「ジェットスター」の客室乗務員が、労基法に定められた休憩時間を与えられていないとして会社を訴えた裁判で、東京地裁は会社側に休憩なしの勤務の禁止と賠償を命じる判決を言い渡した、と報道された。私たちは、この判決は納得いくものであり、裁判闘争に決起した客室乗務員の熱意と実践に心から共感する。▼今裁判の争点は、次の搭乗までの時間、清掃や次便の準備など様々な作業があり休憩できない（満足に食事すらできない）とする乗務員側の主張に対し、会社側は十分体を休める時間があるという。休憩とは労働から解放され、文字通り体を休ませることであり、機内ではなく休憩室でくつろげるものでなくてはならない。▼J R東海労組組合員は、休憩なしの長時間乗務を終え、退出（終了）点呼後に管理者から職場に残るよう強制され、この時間が休憩時間とされたことに対して、裁判に決起した。課題はジェットスターと共通しており、私たちに勇気を与えた上、裁判にも影響を与えるであろう。▼この動きが拡大すれば、未払い労働など企業側の不法行為が当たり前の時代を大きく転換するターニングポイントとなるであろう。

新幹線地本伊藤委員長、堂々と意見陳述

診断書強要行政訴訟控訴審

診断書強要行政訴訟控訴審第1回口頭弁論が4月23日、東京高裁で開廷されました。

予め勤務表で指定された年休にもかかわらず、会社が診断書の提出を強要した件で、組合が申し入れた団体交渉の開催を拒否したことが、今事件の争点です。東京都労委は組合側の主張を全面的に認め、不当労働行為を認定しましたが、会社側が中労委に申し立てを行

い、中労委は都労委命令を取り消しました。組合側は、東京地裁に中労委命令の取り消しを求め提訴し、東京地裁で勝訴しました。国(中労委)(参加人…JR東海)が、東京高裁に控訴したのが、この間の経過です。

今弁論で、新幹線地本伊藤委員長が意見陳述を行いました。

第2回控訴審は、6月9日です。

意見陳述(要旨)

本件は、組合員からの「年休に診断書はいらないだろう」との声から始まりました。組合としても年休取得にその理由は必要ないとし、苦情申告をアドバイスしました。ところが会社は「年休も欠勤とみなす」という理由でこの苦情申告を門前払いにしたため、組合は団交開催申し入れをしました。

会社は基本協約第250条に該当しないという理由で団交拒否をしました。従って、一方的な団交開催拒否という不当労働行為をただすべく東京都労働委員会に救済申し立てをしました。当然にも都労委は私たちの訴えにこたえてくれませんが、中労委は会社の主張を受け入れ、労働者を救済しませんでした。

控訴人は、「本件は、基本協約等の解釈及び適用に関する事項について、まずは幹事間折衝を行い、それで解決できなかった時には協約改訂交渉又は新賃金交渉の場で協議するまでの団交を延期することが許されるかが問われた事案である。」とし、参加人は「基本協約第250条は、基本協約等の適用及び解釈について、団体交渉を永続的に拒否するものではなく、その開催時期を特定したのみである。」としています。

都労委の審問で会社弁護士は「250条で定める団体交渉事項に該当しない申し入れがあった場合、会社はどのように扱うんですか。」という質問に対して、会社証人は「団体交渉を開催しないという取り扱いになります。」と言い切っています。

新幹線地本と新幹線鉄道事業本部の間で開催された経営協議会の場でも、組合側から基本協約250条についての会社側の認識をただしたところ、「基本協約第250条の条文に照らし合わせて付議事項とならなければ団体交渉は行わない」と言い切りました。つまり、労組法にある義務的団交すら否定したのです。

ところが初審判決で、「義務的団交については、労働協約において団交事項から除外することは許されないというべきである。」と指弾され、慌ててこれまでの主張を変えてきたのだと思います。

リニア訴訟でJR東海の経営実態を訴える！

「ストップ・リニア！」訴訟控訴審第5回口頭弁論が4月24日、東京高裁で開廷され、前段で集会が開催されました。



JR東海から斎藤副委員長が「2025春闘でのJR東海の低額なべア回答は、陰にリニア建設がある。23日の要員計画の業務委員会では、乾いた雑巾を更に絞り、180名の要員が削減されようとしている。300名の若年層の自己都合退職があった。陰に今後のリニアの経営不安があるからではないか。従ってリニア建設はやめろと主張した。通期の決算発表があるが、その場でもリニア建設の中止を会社主に張する。今後ストップリニアの仲間との固く連帯をしていく」と、連帯の挨拶を行いました。

熊谷氏、舟山氏、近畿地協常任委員の追加提訴を検討！

津崎裁判第3回口頭弁論で表明

新幹線関西地本の渡邊幹夫さんと小林國博さんがJR総連近畿地協津崎議長を名誉毀損で訴えた。

裁判(津崎裁判)の第3回口頭弁論が4月18日、大阪地裁で開廷されました。

裁判所には多くの組合員・OB・家族が駆けつけました。被告側からは、JR総連、JR貨物労組、JR西労合わせて30名弱が参加しましたが、在阪組合員がいるセンラからは誰一人参加しませんでした。



これまで原告・被告との協議で傍聴席を振り分けていましたが、今回の口頭弁論では裁判所が

一方的に傍聴席の抽選を決めるなど、異例の措置が取られました。

今弁論は、原告の訴状に対して、被告が「第1準備書面」「第2準備書面」を提出したことを確認(陳述)し、これに対して原告が、更に反論の準備書面を提出することが確認されました。

その後、原告は裁判所に、新たに提訴する場合の手続きについて質問しました。質問に対し、裁判所は「新たに訴訟を提起して下さい。今裁判と

原告の質問(全文)

裁判所に一つ教えていただきたいことがあります。

被告は、令和7年2月7日提出の第1準備書面で、「JR総連近畿地方協議会第35回定期委員会の様子は、JR総連には、そこに出席していたJR総連の熊谷書記長によって報告がなされ、それに基づいて対応が検討された。JR総連が、被告作成の2023年11月27日付け文書(甲5)「いわゆる津崎文書」に基づいて方針を検討した事実はない。」と主張されました。

そうすると、私どもとしましては、熊谷さんも被告にしなければならぬという話をしています。

それからもう一人です。

被告が作成したことを認めている2023年11月27日付け文書(甲5)「いわゆる津崎文書」の1の(1)には、11月25日に舟山守夫氏から、津崎に電話連絡があり、「11月21日に開催されたJR総連東海地協定期委員会で東海労静岡選出の委員からJS労結成に関して「(JR連合民主化闘争情報No.1037、9月8日発行JR総連緊急声明)JR総連緊急声明が出たことによりJR連合に活用された、JR総連は緊急声明を撤回しろ」という趣旨のJR総連批判の発言が出た。11月26日のJR総連近畿地協定期委員会でも同様の発言が出ることが予想され、準備しておくように」と舟山氏から忠告を受けた。と記載されている関係で、舟山守夫さんも被告にしなければならぬという話をしています。

また被告は、2023年12月13日に開催された近畿地協の第1回常任委員会に参加した9名の常任委員全員で「組織破壊行為」を確認したと主張されていますから、この方々も被告にするべきではないかという相談をしているところなんです。

それで教えていただきたいのは、今後、新たな方を被告に追加する場合、こういった手続きをすればいいのかということです。宜しくお願いします。

の併合は裁判所の判断であり、そのためにはできるだけ早く手続きをお願いしたい」と回答しました。

弁論終了後は、新幹線関西地本主催で報告集会と懇親会を盛大に開催しました。

第43回定期大会のお知らせ
日時 6月8日 12時30分より
ところ 名古屋れある
多くの傍聴者の参加をお願いします